

令和6年度千葉県相談支援従事者等専門コース別研修
(障害児への相談支援)
実施要項

1 目的

障害者総合支援法・児童福祉法等において、相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者等を対象に、障害児の発達支援や家族支援についての理解を深め、より専門的にスキルアップすることを目的とする。児童の発達段階に合わせた支援提供のポイントやプロセスを理解し、児童期特有の相談支援の目指す方向性を再確認する。一般施策も含めた制度を学び、障害児の相談支援体制の充実を図る。

2 実施主体

千葉県（千葉県委託事業 企画・運営：特定非営利活動法人生活サポート千葉）

3 研修期間及び会場

期間 令和7年2月5日（水）・10日（月）
9：15受付開始 9：30～16：50研修
会場 千葉県社会福祉センター3階 大会議室
千葉市中央区千葉港4－5

4 研修内容

別添カリキュラムのとおり

5 受講対象者

千葉県内の指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員、児童入所・通所事業所の児童発達支援管理責任者、自治体職員、その他障害児の相談支援に携わる者。

6 定員

80名 ※会場の都合により、定員を越えた場合には参加を制限させていただきます。
その場合、お断りの連絡を担当から差し上げます。

7 受講申込み

・別紙受講申込書に必要事項を記載の上、締切日までにメールにてお申込み願います。
・同一事業所から複数名申し込まれる場合は、お手数ですが申込書をコピーして頂き、お一人様1枚使用にてお送り願います。

〔申し込み先〕

特定非営利活動法人 生活サポート千葉 担当：済賀 宛
住 所 〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目15-6
ヤマチョウビル4階
電 話 043-222-0773
M A I L soudan-kensyu@sschiba.jp

〔締め切り日〕

令和7年1月24日（金）必着

8 その他

- ・受講料は無料です。
- ・受講できない場合や変更がある場合はお知らせいたします。
- ・受講決定通知を送りますので、当日受付にご提示をお願いします。
- ・都合により参加出来なくなった場合は、早めにご連絡下さい。
- ・当研修では、修了証書を交付しますので、申込書に生年月日をご記入下さい。
- ・研修参加において、特別な配慮を必要とする場合は、個別にお知らせ下さい。
- ・駐車場はありませんので、公共の交通機関をご利用頂くか、周辺のコインパーキングをご利用ください。
- ・昼食は各自でご用意ください。研修会場内での飲食は可能ですが、ゴミ等は各自でお持ち帰り頂けますようお願いいたします。
- ・次の項目に該当する受講者には、修了証書を交付しませんのでご注意ください。
 - * 特段の理由もなく、欠席又は30分以上の遅刻・早退・離席があった場合
 - * 申し込み内容に虚偽があった場合
 - * 受講態度が著しく悪い場合